

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市附属機関の設置等に関する条例(平成26年さいたま市条例第2号)第6条の規定に基づき、さいたま市外国人市民委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得たときは、公開しないことができる。

(再任)

第5条 委員会の委員は、1回に限り再任されることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経済局において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。